⑵　一般債権は、特別清算開始決定日以後に生じた利息、損害金の全額免除を受けた上、全ての資産を現金化した配当原資から、第２項、前項の債権の全額及び清算人代理人の報酬を控除した残余財産を配当原資として、次のとおり配当する。なお、按分計算の結果生じる１円未満の端数は、切り捨てる。

ア　債権額が10万円以下の部分
　全額

イ　債権額が10万円を超える部分
　別紙配当明細表記載のとおり、債権額に按分して、各債権者に配当する。

⑶　前記配当は、本協定の認可決定確定後１ヶ月以内に実施し、債権額が10万円を超える債権者については、配当後の残債権について放棄を受ける。

５　配当後新たに発見された財産の処理

前記配当後、新たに財産が発見された場合は、清算人が換価した上で、共益的債権を控除した残余財産を配当原資として、配当後の残債権額に按分して配当する。ただし、配当の範囲において、前項⑶の債権放棄は、撤回されたものとみなす。なお、按分計算の結果生じる１円未満の端数は、切り捨てる。

６　弁済の方法

本協定による弁済は、債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は債権者の負担とする。なお、現金受領を希望する債権者については、清算人代理人事務所において支払う。

７　免除

債権者宮政瓦工業株式会社、宮政ルーフ株式会社、有限会社ワープライン、リバー宮政株式会社及び宮政商事株式会社からは、その債権額全額の免除を受ける。

（別紙省略）

名古屋地方裁判所岡崎支部

監督命令

平成２２年（再）第１号

山口県萩市大字椿東字奈古屋1189番地
再生債務者　株式会社柚子屋本店
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　山口市駅通り２丁目１番19号判四郎ビル201号　弁護士　清水　茂美
平成22年６月29日　山口地方裁判所

再生手続終結

平成２０年（再）第１号

宮崎県都城市八幡町４街区２号
再生債務者　医療法人社団豊徳会丸田病院
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年６月25日　宮崎地方裁判所民事部

平成２０年（再）第３号

宮崎県都城市都島町1150番地１
再生債務者　株式会社やなぎた
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画が遂行された。
平成22年６月29日　宮崎地方裁判所都城支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第２号

栃木県足利市鹿島町826番地
再生債務者　斎藤合成樹脂工業株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
　保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　栃木県宇都宮市松原１丁目１番９号　田島二三夫法律事務所　弁護士　田島二三夫
３　廃止の理由の要旨　一件記録によれば、再生債務者には民事再生法194条に該当する事由が認められる。
平成22年６月30日
宇都宮地方裁判所第１民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１８号

北海道登別市登別温泉町21番地　登別万世閣寮403号
再生債務者　藤澤　美奈
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月21日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月４日から平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２２年（再イ）第１１８号

さいたま市浦和区東岸町１番23号　メゾン・ド・リーブル103
再生債務者　坂本浩一郎
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月21日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月４日から平成22年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１２４号

埼玉県川口市緑町３番25号
再生債務者　二階堂　勇
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月21日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月４日から平成22年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１２６号

さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺880番地３
再生債務者　黒澤　和毅
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月21日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月４日から平成22年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１４３号

さいたま市中央区大字下落合1052番地２　日神パレステージ与野中央303
再生債務者　武田　綾子
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月21日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月４日から平成22年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１５１号

埼玉県鴻巣市赤見台３丁目４番15号
再生債務者　藤岡　安雄
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月21日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月４日から平成22年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１０５号

埼玉県川越市大字今福2760番地６
再生債務者　高戸　　寧
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月21日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月４日から平成22年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再イ）第５５号

千葉県佐倉市田町22番地６
再生債務者　長井　　圭
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月21日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月４日から平成22年８月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（再イ）第５２号

神奈川県平塚市出縄578番地の13
再生債務者　榛澤英三郎
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月21日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月４日から平成22年８月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２２年（再イ）第３号

富山県下新川郡入善町青木878番地８
再生債務者　山本雄一朗
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月21日まで
４　一般異議申述期間　平成22年８月４日から平成22年８月11日まで
富山地方裁判所魚津支部